

令和4年度 座間味村海域安全隊業務  
仕 様 書

座間味村役場船舶・観光課

# 総合仕様書

## 1 件名

令和4年度 座間味村海域安全隊業務

## 2 目的

座間味村内の海水浴場において、適切な監視、保守管理業務によって、常に安全で快適な環境状態を維持し、海水浴場の公共性を保つことを目的とする。

## 3 業務場所

座間味村内の海水浴場（古座間味ビーチ、阿真ビーチ、北浜ビーチ）、その他周辺海域

## 4 期間

令和4年7月1日～令和4年11月20日（142日間）

## 5 委託概要

- (1) 委託内容の詳細は、各仕様書の内容とする。
  - ・業務委託共通契約書
  - ・海水浴場監視委託業務委託仕様書

# 業 務 委 託 共 通 仕 様 書

## 1 用語の定義

- (1) 監督職員とは、座間味村役場船舶・観光課の職員をいう。
- (2) 業務責任者とは、委託業務の施行について責任を有する受託者の代表者をいう。
- (3) 業務従事者とは、業務責任者の指揮監督に従って受託業務に従事する者をいう。
- (4) 協議とは、村と受託者が対等の立場で話し合う事を言う。

## 2 疑義に対する協議

仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又は共通仕様書及び各仕様書に特に定めのない事項については、村と受託者が協議のうえ決定する。

## 3 受託者の責務

- (1) 法令等の遵守  
受託業務の実施に当たっては、関係法令及び規則を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に責を果たすものとする。
- (2) 守秘義務  
受託者、業務責任者、業務従事者は、業務の実施上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は期間終了後においても同様とする。

## 4 業務管理（業務責任者）

- (1) 業務責任者の資格  
業務責任者は、受託業務の実施にあたり管理運営上必要な知識、技能、資格及び経験を有する者とする。
- (2) 業務責任者の職務  
業務責任者は、常に監督職員と連絡を密にし、業務従事者を指揮監督する。また諸業務の総括をし、業務の円滑化を図るために業務内容を熟知し、適正な人員配置を行い従事者の業務を監督、指導し、遊泳者の事故防止に万全を期すように留意する。

## 5 業務の実施

### (1) 業務従事者

受託者は、業務の内容に応じて必要な知識、技能、資格を有する者を業務従事者としなければならない。

### (2) 業務報告書等の作成及び提出

受託者は、海水浴場監視業務委託仕様書に定められた書類を作成し、村に提出するものとする。様式については、村と受託者が協議して決める。

## 6 施設及び資器材の貸与

村は、受託者に対し、監視台 2 台及び水上バイク 2 台を貸与する。貸与期間中の日常の管理、メンテナンスなどは受託者において行い、業務終了後に村へ返還する。ただし、使用中に重大な故障等が発生した場合には、村と受託者において協議し、対応を決定する。

## 7 損害予防処置等

### (1) 第三者への迷惑の防止

業務の実施にあたっては、第三者に迷惑をかけないようにする。

### (2) 業務の実施中、業務全体に影響を及ぼす事故、人心に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置等を行うとともに救急車の要請等を行い適切に対応する。また、事故発生の原因・経過及び事故による被害状況等について速やかに監督職員へ報告する。

## 8 費用負担等

### (1) 本業務に必要な資器材及び備品については、以下の費用負担とする。

- ① レスキュー機材及び事務消耗品類については、受託者の負担とする。
- ② 清掃用具備品については、村の負担とする。

### (2) 受託者の故意又は重大な過失により、村所有の施設又は資器材、備品を損傷した場合、村は受託者に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

### (3) その他、費用負担が不明確なものについては、村と受託者が協議のうえ決定する。

## 9 委託料の支払いについて

村は、委託料の支払いを4回に分けて行うものとし、受託者からの請求を受理した時は30日以内に下記のとおり委託料を支払うものとする。

- ① 第1回目の請求は、契約日以降とし、支払金額は契約額の40%とする。
- ② 第2回目の請求は、8月末日以降とし、支払金額は請求時点の出来高とする。
- ③ 第3回目の請求は、10月末日以降とし、支払金額は請求時点の出来高とする。
- ④ 第4回目の請求は、業務完了後とし、支払金額は請求時点の出来高とする。

# 海水浴場監視業務仕様書

## 1 監視業務の委託にあたって

座間味村内3か所の海水浴場における、水難事故防止についての警備・監視業務・海水浴場開設前後の資機材等の準備と後片付け・緊急時における協力及び海浜美化について、次のとおり仕様を定める。

## 2 勤務時間

午前8時30分から午後5時30分とする。

## 3 監視人員

(1) 各海水浴場2名体制の合計6名を基本体制とする。

① 7月1日から8月31日の夏季繁忙期は古座間味ビーチに1名増員（7名体制）

② 11月1日から11月20日は各ビーチ1名体制（3名体制）

※村と受託者の協議により、ビーチの状況や業務従事者の資格等を鑑みて変更する場合がある。

(2) 各海水浴場に水難救助員を1名以上配置する。

## 4 資格

(1) 水難救助員の資格

水難救助員は下記①又は②のいずれかに該当する者とする。

① 日本赤十字社又は公安委員会が行う水難救助技術等の講習を受けた者

② 日本ライフセービング協会が定める、ベーシックサーフライフセーバー以上の資格を有する者

## 5 業務従事者の教育及び制服について

(1) 教育について

業務責任者は、その責任において業務従事者に対して業務に必要なことの教育訓練を実施する事。

(2) 制服について

業務中は、海水浴場利用者が直ちに識別できる制服を着用すること。

## 6 管理運営基準

(3) 海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳する事が危険または不適當であると認めるときには、その旨を速やかに村及び利用者に周知し、遊泳を禁止する。

- ① 津波のおそれがあるとき
- ② 波が異常に高いとき
- ③ 水温が異常に低下、または上昇しているとき
- ④ 潮の流れが異常に速いとき
- ⑤ 廃油、汚物等が流出しているとき
- ⑥ 台風が接近しているとき
- ⑦ 視界不良で監視できないとき
- ⑧ 荒天または危険生物の発見等により、遊泳に生命の危険を伴うおそれがあるとき
- ⑨ その他、各海水浴場の水難救助員が危険又は不適當を認めたとき

(2) 海水浴場開設期間中は、気象情報を毎朝確認し、業務に従事する者全員が把握しておくこと。

(3) 事故が発生した場合は速やかに捜索・救助等を行い、水上安全法・救急法・蘇生法を駆使して生命の確保に努めるとともに、救急車の出動要請を行い、警察・村への報告等を行うこと。

10 海水浴場利用者及び村民との揉め事は一切避けること。万が一問題が生じた場合には、受託者の責任において解決し、村の責に帰する事のないように対応すること。

11 海水浴場内で迷子等が発生した場合は速やかに捜索し保護に努めること。

12 海水浴場内での病人及びけが人については適切な処置を施すこと。

## 9 清掃管理業務

- (1) 受託者は監視場所周辺の清掃業務を行うこと。
- (2) 受託者により対応できない大型の漂着物等があった場合には村に連絡し対応を決定する。